

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 25-WA-1473

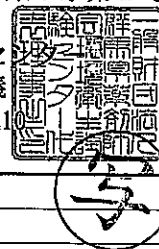
令和 7 年 5 月 20 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

令和 7 年 5 月 20 日

孀戀村長

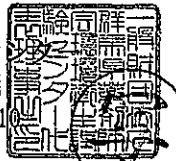
様

令和 7 年 5 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	砂井簡易水道				
水源名称					
採水場所	公民館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和7年 5月13日 10時50分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子		
天 候	(前日) 曇後晴 (当日) 晴	気温(℃)	15.9	水温(℃)	11.4
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.3
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

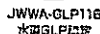
[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年5月13日 ~ 令和7年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

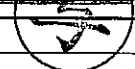


No. 25-WA-1480

令和 7 年 5 月 20 日

様

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地



総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水质検査結果書

令和 7 年 5 月 20 日

孀恋村長

様

令和 7 年 5 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号

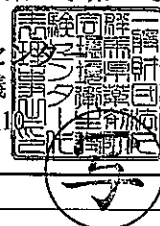
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号

一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



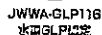
水道名称	西窪簡易水道						
水源名称							
採水場所	消防団詰め所						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 5 月 13 日 9 時 50 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子				
天 候	(前日) 曇後晴 (当日) 晴	気温(℃)	18.3	水温(℃)	10	遊離残留塩素(mg/L)	0.4
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年5月13日 ~ 令和7年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 25-WA-1484

令和 7 年 5 月 20 日

様

令和 7 年 5 月 13 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。